

【受講前の習得単位の申請について】

受講前に習得した単位については、専任教員養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の二分の一を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができます。ただし、看護教員に関する講習会の実施要領及び保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱に基づいた講習会において取得した単位については、上限を設けず認めることができます。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではありません。また、保健師助産師看護師実習指導者講習会及び特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会において、専任教員養成講習会のeラーニング科目を修了している方、専任養成講習会フォローアップのeラーニングコンテンツを受講・修了した方については、当該科目の履修を免除することができます。

単位の認定を希望する方は、「単位認定申請書(様式13)」に下記の必要書類を添えて、**令和7年1月24日(金)までに申請してください。**

- 1) 看護教員に関する講習会の実施要項及び保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要項に基づいた講習会において取得した単位の申請の場合
 - ① 修了証の写し
 - ② 受講科目一覧
 - ③ 修了科目一覧
- 2) 専任養成講習会のeラーニングで修了した科目の単位申請の場合
 - ① 修了証の写し
 - ② 受講科目一覧
 - ③ 修了科目一覧
- 3) 専任養成講習会フォローアップ研修のeラーニングで修了した科目の単位申請の場合
 - ① 認定証明書(受講者氏名・受講科目・受講年月日・認定者名が記載された任意の様式)
 - ② 受講科目一覧
 - ③ 修了科目一覧
- 4) 大学等で履修した科目の単位申請の場合
 - ① 単位数が記載されている成績証明書又は単位修得証明書
 - ② 単位修得した教育機関の授業内容・単位数・授業時間数の分かるもの(シラバス等のコピー)

公益社団法人岐阜県看護協会
岐阜県専任教員養成講習会事務局 樋口
TEL : 058-277-1009